

正会員各位

一般社団法人 埼玉県電業協会
会長 岡村 一 巳
事故防止対策委員長 山本 和 利

令和2年度 安全衛生法に基づく特別教育[オンライン]の実施について(ご案内)

労働安全衛生法に定められている業務に関する安全又は衛生のための特別教育として、「低圧電気取扱者特別教育」、「高圧・特別高圧電気取扱者特別教育」を認定職業訓練として実施いたします。

今回、埼玉県業種別組合等応援補助金事業としてコロナ対策の一環となる受講生が一堂に会することなく各社の会議室もしくは事務机等で行うオンライン教育を受ける内容となります。(時間は拘束されますので、証明をご提出いただきます。) このオンライン教育につきましては、労働安全衛生法第59条・労働安全衛生規則第36条～39条に準じて、学科のみの教育となります。技能につきましては、上記法に基づき対面で行うことが必須でありますので、例年と同様各社事業主証明による実技教育の指導を行うことで特別教育が修了となります。その際に、必要なカリキュラムについては参加される方・会社担当者の方へ詳細な説明をいたします。

なお、コロナ禍に対応した講習として初めての試みとなりますが、会員の皆様にもご同意いただき受講いただきますようお願いいたします。申込は、下記の申込書に必要事項を記入の上、10月15日(木)までに事務局(FAX:048-864-0327)へご提出下さい。決定通知とともに、講習方法をお知らせいたします。

令和2年度 安全衛生法に基づく特別教育受講申込書

年 月 日

会社名 _____ 担当者名 _____

※ 2名以上の場合は任意様式にて下記と同様の内容を記載ください。

受講区分	ふりがな 受講者氏名	雇用保険番号	生年月日(年齢) ※西暦で記入	業務実務経 験年数	安全衛生 教育手帳 有 無
1.低圧			年 月 日		有
2.高圧			(歳)		無
1.低圧			年 月 日		有
2.高圧			(歳)		無

(提出先)FAX:048-864-0327 / (期限)令和2年10月15日(木)

※今回お申込時にご記入いただいた個人情報については、当講習会実施に必要な範囲以外で利用することはありません。

低圧電気取扱業務

高圧・特別高圧電気取扱業務

に係る特別教育実施要領

一般社団法人 埼玉県電業協会

I. 趣旨

労働安全衛生法第59条の定めにより、事業者は、危険又は有害な業務で、省令で定めるものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないこととされ、労働安全衛生規則第36条に記載されている電気取扱業務は、特別教育を必要とする業務として指定されている。

この特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものであり、履修科目及び時間の細目が定められている。

これらの趣旨を踏まえ、『低圧電気取扱業務』、『高圧・特別高圧電気取扱業務』に係る特別教育について、各事業者の負担軽減と安全教育の機会均等を図るため、会員企業の従業員を対象に集合教育（講習）を実施するものとする。

又、当教育修了者には、（一社）埼玉県電業協会会長名により、『低圧電気取扱業務』、『高圧・特別高圧電気取扱業務』特別教育学科修了を安全手帳に証明するものとする。

II. 実施日時等

受講区分	日時 場所	使用テキスト		募集定員
		図書名		
低圧電気取扱者 特別教育（1日間）	10月28日(水) 9:00～17:10 オンライン講習	「低圧電気取扱者安全必携」 中央労働災害防止協会 発行		25名
高圧・特別高圧 電気取扱者特別教育 (2日間)	11月16日(月) 9:00～17:00 11月17日(火) 9:00～15:40	「高圧・特別高圧電気取扱者安全必携」 中央労働災害防止協会 発行		25名
受講料【低圧】	2,000円	テキスト代【低圧】	1,100円(※テキスト代・送料込)	
受講料【高圧・特別高圧】	3,500円	テキスト代【高圧】	2,000円(※テキスト代・送料込)	

※ 講師は共に ケイ・教育企画サポート事務所 所長 小泉 一夫 氏が担当します。
(厚生労働省 安全衛生トレーナー講師)

III. 受講対象者【受講資格】

会員企業の従業員で、次の業務に就業する者で当該特別教育未修了の者。

区分	受講資格
低圧電気取扱者特別教育	低圧の充電電路の敷設・修理の業務又は、配電盤室、変電室等に設置する低圧の電路で、充電部が露出している開閉器の操作の業務を行う作業従事者。 電気工事業務の実務経験1年以上の者。
高圧・特別高圧 電気取扱者特別教育	高圧・特別高圧の充電電路の支持物の敷設、点検、修理又は操作の業務を行う作業従事者。 電気工事業務の実務経験3年以上の者。